

追補

次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。
※改正箇所等は、以下の方法で示しました。
・傍線部分は、追加もしくは修正箇所となります。
・網掛け部分 () は、削除箇所となります。

○一般高圧ガス保安規則……(1)

- 改正 平成二十八年二月二十六日省令第十号*
省令第十号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令」
改正 平成二十八年四月一日省令第六十五号*
省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

○液化石油ガス保安規則……(24)

- 改正 平成二十八年四月一日省令第六十五号*
省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

○コンビナート等保安規則……(25)

- 改正 平成二十八年二月二十六日省令第十号*
省令第十号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令」
改正 平成二十八年四月一日省令第六十五号*
省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令……(33)

- 改正 平成二十八年四月一日省令第六十五号*
省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

○高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則……(33)

- 改正 平成二十八年三月二十九日省令第四十三号*
省令第四十三号は「行政不服審査法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令」

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……(35)

改正 平成二十八年二月二十六日告示第三十二号

一般高圧ガス保安規則

(二七一頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園

ロ・ハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第

百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ・チ (略)

六〇二十五 (略)

二十六 移動式圧縮水素スタンド 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する移動式製造設備

※第二条中「充てん」を「充填」に改める。

(二八一頁 改正)

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 (略)

一〇十九 (略)

二十 前号の規定により設けた安全装置(不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七条の三第二項第十一号及び第八条の二第一項第四号において同じ。)のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十一〇四十三 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ、チ (略)

リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条、第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第二項で定める刻印等に限る。以下このり、第十八条第二号へ、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号において同じ。）に示された年月から三年を経過したものに高圧ガスを充填しないこと。

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「一般複合容器等」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月（同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、容器検査年月）から十五年を経過したもの（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の三に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと。

ル 圧縮水素運送自動車用容器に圧縮水素を充填するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破裂を防止する措置を講ずること。

三、七 (略)

八 (略)

イ、ニ (略)

ホ 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第四号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十条第一項第四号ハ、第四十九条第一項第四号、第五十条第二号及び第六十条第七号において同じ。）以下に保つこと。
ヘ 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。
ト 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

チ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。

※第六条中「充てん」を「充填」に改める。

(一九二頁 改正)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 (略)

一 (略)

二 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇八（略）

2（略）

一〇三（略）

四 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

五 圧縮天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六〇二十一（略）

3（略）

※第七条中「充てん」を「充填」に改める。

（一九五頁 改正）

（液化天然ガススタンドに係る技術上の基準）

第七条の二（略）

一〇四（略）

五 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六 液化天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

七〇二十（略）

2（略）

一〇二（略）

三 液化天然ガスを容器に充填するとき、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

※第七条の二中「充てん」を「充填」に改める。

（一九七頁 改正）

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素

を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一（略）

二 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三（略）

四 圧縮水素及び液化水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。以下同じ。）を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）に取り付けた配管（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの限り、貯槽と配管との接続部を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。

五（略）
五（略）

イ ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を螺旋状に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）若しくはインブレン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フルラップ構造」という。）又はフープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フープラップ構造」という。）であること。

ロ（略）

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一（略）
一（略）

三 デイスペンサーは、その本体の外側から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四 圧縮水素スタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

五（略）

十一 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置（不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち安全弁又は破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置である。

十二（略）
十二（略）

十三（略）

イ ライナーに、ヘリカル巻又はインブレン巻により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けたフルラップ構造又はフープラップ構造であること。

ロ（略）

三十七（略）

3（略）

※第七条の三中「充てん」を「充填」に改める。

(二〇三頁 改正)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 製造設備が移動式圧縮水素スタンドを除く。以下

この項及び次項において同じ。である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一五 (略)

2 (略)

一 (略)

イヌ (略)

ル 前条第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で車両に固定された燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外、面から公道の道路境界線に対し六メートル以上の距離を有し、かつ、同項第二号の規定に適合していることを確認した後でなければしな

いこと。

二 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第八号(ただし、車両に固定された容器(容器保安規則第二条第三号又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器を除く。))にあつてはホを除く。の基準に適合すること。

3・4 (略)

※第八条中「充てん」を「充填」に改める。

(1105頁 改正)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における

法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲

げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第十一号から第十四号まで、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十八号、第四十一号及び第四十二号並びに第七条の第三第一項第三号、第五号から第八号まで、第十一号、第十三号及び第十五号並びに第八条第一項第二号及び第四号の基準に適合すること。

二 次に掲げる容器に取り付けた配管(圧縮水素又は液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、次に掲げる容器と配管との接続部を含む。には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上(口にあつては、一)講ずること。

イ 圧縮水素の容器(蓄圧器を含む。)

ロ 液化水素の超低温容器

三 蓄圧器には、適切な位置に、一定以下の温度で作動する安全弁(以下「熱作動式安全弁」という。)を設けること。

四 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び前号の規定により設けた熱作動式安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

五 液化水素の超低温容器には、当該容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該容器が破壊することを防止するための措置を講ずること。

六 液化水素の超低温容器には、液面計を設けること。この場合において、ガラス等損傷しやすい材料を用いたものは使用しないこと。

七 緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。

八 一の移動式圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の

蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

2| 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ、同号ハ、第二号ヌ及び第四号から第六号まで並びに第七条の三第三項第二号から第五号まで並びに第八条第二項第一号ト及び同号チの基準に適合すること。

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填に
おいて、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 圧縮水素又は液化水素を製造（ホの製造を除く。）するときは、あらかじめ、圧縮水素又は液化水素の製造設備の外面から第一種保安物件に対し第一種設備距離（製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第三項第十号、第十六号及び第二十号（温度の上昇を防止するための装置を除く。）の基準に適合している場合にあっては十五メートル）以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離（製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあっては十メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ロ デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し

第二種設備距離（デイスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあっては八メートル、デイスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあっては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ハ 製造設備（可燃性ガスの通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。）は、その外面から火気（当該移動式圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。以下このハにおいて同じ。）の通る部分にあっては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスの通る部分にあっては六メートル、液化水素通る部分にあっては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに運動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

二 処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該移動式圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガスのスタンド内、第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガスのスタンド内、第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内又は液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置

された液化石油ガススタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対して第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ 第一種製造事業者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所での充填すること。

三 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第八号（ただし、移動式圧縮水素スタンドに固定された容器（超低温容器又は低温容器を除く。）にあつてはホを除く。）の基準に適合すること。
四 液化水素の超低温容器を設置する場合にあつては、適切な断熱性能を保つこと。

五 移動式製造設備又は充填容器等（以下この号において「移動式製造設備等」という。）により液化水素の超低温容器に液化水素を受け入れる際に、水素を放出する場合は、当該移動式製造設備等又は移動式圧縮水素スタンドの放出配管から気化し、及び加温した後、放出すること。この場合、危険又は損害の発生を防止するため、適切な流量とすべし。

（二〇六頁 改正）

（第一種製造者に係る技術上の基準）

第十条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条

第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第十二条の三に定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

（処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十一条 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設にあつては、第八条の基準に適合すること。

二 五（略）

六 製造設備が移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設にあつては、第八条の基準に適合すること。

七 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設にあつては、第八条の二の基準に適合すること。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十二条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者（圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにより製造する者を除く。以下この条において同じ。）に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二（略）

2（略）

一 高圧ガスを容器に充填するときは、火気を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でないこと。

二〇六（略）

※第十二条第二項中「充てん」を「充填」に改める。

(二〇七頁 改正)

〔処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準〕

第十二条の二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号並びに第七条の三第一項第三号、第五号から第十一号まで、第十四号及び第十五号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第一項第五号及び第十一号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 製造施設（次号に掲げるものを除く。）は、その貯蔵設備及び処理設備の外面から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

三 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面

から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合はこの限りでない。

四 圧縮水素の貯槽及び蓄圧器に取り付けた配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、貯槽及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）には、圧縮水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講ずること。

五 水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみを圧力を上昇する装置（以下「水電解水素発生昇圧装置」という。）により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2 | 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号並びに第七条の三第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号並びに前項第五号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第二項第八号及び第二十八号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 高圧ガス設備（次号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事

業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスの通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

三 デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

四 圧縮水素の貯槽及び蓄圧器に取り付けた配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、貯槽及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）には、圧縮水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講ずること。

五 圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号において同じ。）及び蓄圧器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機及び蓄圧器のいずれか又は双方をデイスペンサーと同一の筐体内に配置し、かつ、当該筐体の外面の構造が、それらを有効に保護できる場合は、この限りでない。

六 第一号で準用する第七条の三第二項第十六号及び第十八号から第二十号までの製造設備の運転を自動的に停止する装置並びに同項第十九号及び第二十号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には、手で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びデイスペンサーに設置すること。

七 第一号で準用する第七条の三第二項第十六号及び第十八号から第二十号までの規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ同項第五号及び第八号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。第二種製造者のうち第十一号に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号ハ及び並びに第四号から第六号まで並びに第七条の三第三項第二号から第五号までの基準に適合すること。

二 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するときは、火気（当該圧縮水素スタンド内のもは除く。）を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性のものをたいた積した場所（以下この号において「火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等」という。）から五メートル以内で充填しないこと。ただし、当該容器と火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等との間に漏えいした圧縮水素が当該火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等に流動することを防止するための措置又は圧縮水素が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じる場合は、この限りでない。

〔処理能力三十立方メートル未満の第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準〕

第十二条の三 第二種製造者のうち第十一号に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第十一号から第十四号まで、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十八号及び第四十二号並びに第七条の三第一項第三号、第五号から第八号まで、第十一号及び第十五号並びに第八条第一項第二号及び第四号並びに第八条の二第一項第三号、第四号及び第八号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第一項第五号及び第十一号の基準の適合については、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りではない。

二 圧縮水素の容器及び蓄圧器に取り付けた配管(圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、容器及び蓄圧器と配管との接続部を含む。には、圧縮水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができ、遮断措置を講ずること。

2) 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号又並びに第四号から第六号まで並びに第七条の三第三項第二号から第五号まで並びに第八条第二項第一号ト及びチ並びに第八条の二第二項第二号ホ及びヘの基準に適合すること。

二 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するときは、火気(当該移動式圧縮水素スタンド内のものは除く。)を取り扱う施設多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性のものをたい積した場所(以下この号において「火気を取り扱う移動式圧縮水素スタンドに係る施設等」という。)から五メートル以内で充填しないこと。ただし、当該容器と火気を取り扱う移動式圧縮水素スタンドに係る施設等との間に漏えいした圧縮水素が当

該火気を取り扱う施設等に流動することを防止するための措置又は圧縮水素が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずる場合は、この限りでない。

三 圧縮水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 圧縮水素を製造(第八条の二第二項第二号ホの製造を除く。)するときは、あらかじめ、当該ガスの製造設備の外面から第一種保安物件に対し第一種設備距離(製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号(温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。))の基準に適合している場合にあつては十五メートル)以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離(製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号(温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。))の基準に適合している場合(十メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認した後でなければしないこと。ただし、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

ロ ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し第二種設備距離(ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。ただし、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二〇八頁 改正

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ ホ (略)

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月

(容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月) から十五年を経過したもの(同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、

同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第

十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したものを)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

三 (略)

二二〇頁 改正

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十二条 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

一 コールド・エバポレータにより貯蔵する場合にあつては、第六条の二第一項及び第二項

二 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮天然ガススタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条第一項及び第二項

三 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が液化天然ガススタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条の二第一項

四 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条の三第一項及び第二項

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する

場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一 三 (略)

2) 第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条の三第一項及び第二項

二 第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあっては、第八条の第二項

(二二八頁 改正)

(車両に固定した容器に係る技術上の基準等)

第四十九条 (略)

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月(容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月)から十五年を経過したもの(同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器)にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四 充填容器等(圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、その温度(ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度)を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充填容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。

五〇二十一 (略)

二十二 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つとともに、その外部からの雨水等による劣化を防止するための措置を講

ずること。

2 (略)

※第四十九条第一項中「充てん」を「充填」に改める。

(三三〇頁 改正)

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 (略)

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月(容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月)から十五年を経過したもの(同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器)にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇一三 (略)

※第五十条中「充てん」を「充填」に改める。

(三三四頁 改正)

(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 (略)

一〇四 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

※第六十四条第二項中「充てん」を「充填」に改める。

(二四三頁 改正)

(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 製造設備が定置式製造設備(第六条第一項第二十八号の二に規定する措置に限る。)、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七條第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置に限る。)、液化天然ガススタンド(第七條の二第一項第五号及び第六号に規定する措置に限る。)、圧縮水素スタンド、移動式製造設備(第八條第三項に規定するものに限る。)、及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

3 前二項の規定にかかわらず、定置式製造設備(第六条第一項第二十八号の二に規定する措置に限る。)、コールド・エバポレータ、圧縮水素スタンド及び移動式製造設備(第八條第三項に規定するものに限る。)に係

る保安検査の方法は、別表第三のとおりとする。ただし、前項各号に掲げる場合はこの限りでない。

(二五三頁 改正)

(危険のおそれのない場合等の特則)

第九十九条 第六条から第八条の二まで、第十一条から第十三条まで、第十八条、第二十二條、第二十三條、第二十六條、第四十条、第四十五条の三、第四十九条から第五十二条まで、第五十五条、第六十条及び第六十二条に規定する基準並びに試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第六十四条の規定による保安統括者の選任及び第六十六条の規定による保安係員の選任の基準については、経済産業大臣が高圧ガスの種類、周囲の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、経済産業大臣がその程度に応じて認めたものによるものとする。

(二七三頁 平成二七年九月 元日省令第六八号の改正文の次に追加)

附則 [平成二八年二月二六日省令第十号]

*省令第十号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる製造施設において高圧ガスの製造をしている者(一年以内に製造を開始せず、又は一年以上引

き続き製造を休止している者を含む。又は当該製造施設の設置（高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条に規定する製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。）のための工事に着手している者については、第一条の規定により改正後の一般高压ガス保安規則（以下「改正省令」という。）第八条の二、第十一条第七号、第十二条の二、第十二条の三、第三十五条第一項又は第八十二条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の一般高压ガス保安規則第八条の基準に適合していると認められた移動式圧縮水素スタンドである製造施設で高压ガスの製造をしている者が、施行日以後に一般高压ガス保安規則第八条第二項第一号りただし書の規定により都道府県知事に新たに届け出た場所において充填する場合は、当該充填する場所において、改正省令第八条の二第二項の規定を適用する。

一 法第五条第一項の許可を受けた移動式圧縮水素スタンドである製造施設

二 法第五条第二項の届出を行った圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドである製造施設

第三条 この省令の施行の際現に設置されている又は設置（法第十九条に規定する貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。）のための工事に着手している次の各号に掲げる貯蔵所については、改正省令第二十二条第二号から第四号まで、第二十三条第二項又は第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 法第十六条第一項の許可を受けた第一種製造者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

二 法第十六条第一項の許可を受けた処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧

縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

三 法第十七条の二第一項の届出を行った第一種製造者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

四 法第十七条の二第一項の届出を行った処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

附則（平成二十八年四月一日省令第六十五号）

* 省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第三十五条第一項関係） ※別表第一中「充てん」を「充填」に改める。

検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備（ゴールド・エパボレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一 一六十二（略） 二（略） 三（略）</p>	<p>一（略） 二 ディスベンサーの外側から第一種保安物件、第二種保安物件及び公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>二 第七条第一項第二号のディスベンサーから第一種保安物件等に対する距離</p>	<p>二 ディスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>三 十（略） 十一 第七条第二項第四号のディスベンサーから公道の道路境界線に対する距離</p>	<p>三 十（略） 十一 ディスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査する。</p>

<p>十二 第七条第二項第五号の防火壁</p>	<p>十二 防火壁の設置状況を目視によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>十三 二十九（略） 十四（略） 十五（略） 十六（略） 十七（略） 十八（略） 十九（略） 二十（略） 二十一（略） 二十二（略） 二十三（略） 二十四（略） 二十五（略） 二十六（略） 二十七（略） 二十八（略） 二十九（略） 三十（略） 三十一（略） 三十二（略） 三十三（略） 三十四（略） 三十五（略） 三十六（略） 三十七（略） 三十八（略） 三十九（略） 四十（略） 四十一（略） 四十二（略） 四十三（略） 四十四（略） 四十五（略） 四十六（略） 四十七（略） 四十八（略） 四十九（略） 五十（略） 五十一（略） 五十二（略） 五十三（略） 五十四（略） 五十五（略） 五十六（略） 五十七（略） 五十八（略） 五十九（略） 六十（略） 六十一（略） 六十二（略） 六十三（略） 六十四（略） 六十五（略） 六十六（略） 六十七（略） 六十八（略） 六十九（略） 七十（略） 七十一（略） 七十二（略） 七十三（略） 七十四（略） 七十五（略） 七十六（略） 七十七（略） 七十八（略） 七十九（略） 八十（略） 八十一（略） 八十二（略） 八十三（略） 八十四（略） 八十五（略） 八十六（略） 八十七（略） 八十八（略） 八十九（略） 九十（略） 九十一（略） 九十二（略） 九十三（略） 九十四（略） 九十五（略） 九十六（略） 九十七（略） 九十八（略） 九十九（略） 百（略） 百一（略） 百二（略） 百三（略） 百四（略） 百五（略） 百六（略） 百七（略） 百八（略） 百九（略） 百十（略） 百十一（略） 百十二（略） 百十三（略） 百十四（略） 百十五（略） 百十六（略） 百十七（略） 百十八（略） 百十九（略） 百二十（略） 百二十一（略） 百二十二（略） 百二十三（略） 百二十四（略） 百二十五（略） 百二十六（略） 百二十七（略） 百二十八（略） 百二十九（略） 百三十（略） 百三十一（略） 百三十二（略） 百三十三（略） 百三十四（略） 百三十五（略） 百三十六（略） 百三十七（略） 百三十八（略） 百三十九（略） 百四十（略） 百四十一（略） 百四十二（略） 百四十三（略） 百四十四（略） 百四十五（略） 百四十六（略） 百四十七（略） 百四十八（略） 百四十九（略） 百五十（略） 百五十一（略） 百五十二（略） 百五十三（略） 百五十四（略） 百五十五（略） 百五十六（略） 百五十七（略） 百五十八（略） 百五十九（略） 百六十（略） 百六十一（略） 百六十二（略） 百六十三（略） 百六十四（略） 百六十五（略） 百六十六（略） 百六十七（略） 百六十八（略） 百六十九（略） 百七十（略） 百七十一（略） 百七十二（略） 百七十三（略） 百七十四（略） 百七十五（略） 百七十六（略） 百七十七（略） 百七十八（略） 百七十九（略） 百八十（略） 百八十一（略） 百八十二（略） 百八十三（略） 百八十四（略） 百八十五（略） 百八十六（略） 百八十七（略） 百八十八（略） 百八十九（略） 百九十（略） 百九十一（略） 百九十二（略） 百九十三（略） 百九十四（略） 百九十五（略） 百九十六（略） 百九十七（略） 百九十八（略） 百九十九（略） 百十（略）</p>	
<p>九 第七条の二第二項第六号の防火壁</p>	<p>九 防火壁の設置状況を目視によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>十 二十四（略） 十一（略） 十二（略） 十三（略） 十四（略） 十五（略） 十六（略） 十七（略） 十八（略） 十九（略） 二十（略） 二十一（略） 二十二（略） 二十三（略） 二十四（略） 二十五（略） 二十六（略） 二十七（略） 二十八（略） 二十九（略） 三十（略） 三十一（略） 三十二（略） 三十三（略） 三十四（略） 三十五（略） 三十六（略） 三十七（略） 三十八（略） 三十九（略） 四十（略） 四十一（略） 四十二（略） 四十三（略） 四十四（略） 四十五（略） 四十六（略） 四十七（略） 四十八（略） 四十九（略） 五十（略） 五十一（略） 五十二（略） 五十三（略） 五十四（略） 五十五（略） 五十六（略） 五十七（略） 五十八（略） 五十九（略） 六十（略） 六十一（略） 六十二（略） 六十三（略） 六十四（略） 六十五（略） 六十六（略） 六十七（略） 六十八（略） 六十九（略） 七十（略） 七十一（略） 七十二（略） 七十三（略） 七十四（略） 七十五（略） 七十六（略） 七十七（略） 七十八（略） 七十九（略） 八十（略） 八十一（略） 八十二（略） 八十三（略） 八十四（略） 八十五（略） 八十六（略） 八十七（略） 八十八（略） 八十九（略） 九十（略） 九十一（略） 九十二（略） 九十三（略） 九十四（略） 九十五（略） 九十六（略） 九十七（略） 九十八（略） 九十九（略） 百（略） 百一（略） 百二（略） 百三（略） 百四（略） 百五（略） 百六（略） 百七（略） 百八（略） 百九（略） 百十（略） 百十一（略） 百十二（略） 百十三（略） 百十四（略） 百十五（略） 百十六（略） 百十七（略） 百十八（略） 百十九（略） 百二十（略） 百二十一（略） 百二十二（略） 百二十三（略） 百二十四（略） 百二十五（略） 百二十六（略） 百二十七（略） 百二十八（略） 百二十九（略） 百三十（略） 百三十一（略） 百三十二（略） 百三十三（略） 百三十四（略） 百三十五（略） 百三十六（略） 百三十七（略） 百三十八（略） 百三十九（略） 百四十（略） 百四十一（略） 百四十二（略） 百四十三（略） 百四十四（略） 百四十五（略） 百四十六（略） 百四十七（略） 百四十八（略） 百四十九（略） 百五十（略） 百五十一（略） 百五十二（略） 百五十三（略） 百五十四（略） 百五十五（略） 百五十六（略） 百五十七（略） 百五十八（略） 百五十九（略） 百六十（略） 百六十一（略） 百六十二（略） 百六十三（略） 百六十四（略） 百六十五（略） 百六十六（略） 百六十七（略） 百六十八（略） 百六十九（略） 百七十（略） 百七十一（略） 百七十二（略） 百七十三（略） 百七十四（略） 百七十五（略） 百七十六（略） 百七十七（略） 百七十八（略） 百七十九（略） 百八十（略） 百八十一（略） 百八十二（略） 百八十三（略） 百八十四（略） 百八十五（略） 百八十六（略） 百八十七（略） 百八十八（略） 百八十九（略） 百九十（略） 百九十一（略） 百九十二（略） 百九十三（略） 百九十四（略） 百九十五（略） 百九十六（略） 百九十七（略） 百九十八（略） 百九十九（略） 百十（略）</p>	
<p>二 第七条の三第一項第二号のディスベンサーから</p>	<p>二 ディスベンサーの外側から第一種保安物件、第二種保安物件及び公道の道路境界線に対する距離</p>

第一種保安物件等に対する距離

を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

三〇十六（略）

十六の二 第七条の第三項第十五号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフーパーラップ構造

三〇十六（略）
十六の二 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフーパーラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

十六の三〇十九の二（略）

二十 第七条の第三項第三号のディスプレイから公道の道路境界線に対する距離

十六の三〇十九の二（略）
二十 ディスプレイの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

二十一 第七条の第三項第四号の防火壁

二十一 防火壁の設置状況を目視によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

二十二〜六十（略）

六十一 第七条の第三項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフーパーラップ構造

六十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフーパーラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

プラーラップ構造

六十二〜六十三（略）

6 製造設備が移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合
一〜五（略）

7（略）

8 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設の場合
一 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第十一号から第十四号まで、第二十七号、第三十一号、第三十八号、第四十一号から第四十九号に掲げるもの

六十二〜六十三（略）

一〜五（略）

一 第一項第十一号から第十四号まで、第十八号から第二十号まで、第二十七号、第三十一号、第三十八号、第四十一号から第四十九号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 第五項第三号、第五号から第九号まで、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二及び第十六号の三に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

三 第六項第一号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

（二八九頁 改正）

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
<p>1 (略)</p> <p>一 第二十二条で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、別表第一の第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号から第二十三号まで、第二十五号、第二十六号及び第三十二号から第四十一号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。ただし、ゴールド・エバポレータにより貯蔵する場合にあつては、別表第一第二項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 第二十二条第一号のゴールドエバポレータ</p> <p>三 第二十二条第二号の第二種製造者のうち処理能力が三立方メートル以上である者の圧縮天然ガススタンド</p> <p>四 第二十二条第三号の第二種製造者のうち処理能力が三立方メートル以上である者の液化天然ガススタンド</p> <p>五 第二十二条第四号の第二種製造者のうち処理能力が三立方メートル以上である者の圧縮水素スタンド</p>	<p>一 別表第一の第一項第一号から第二号まで、第五号から第九号まで、第十一号から第二十三号まで、第二十五号、第二十六号及び第三十二号から第四十一号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。ただし、ゴールド・エバポレータにより貯蔵する場合にあつては、別表第一第二項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 別表第一第二項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>三 別表第一第三項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>四 別表第一第四項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>五 別表第一第五項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>

<p>四 第八条の二第一項第二号の容器に取り付けられた配管に講じた遮断措置</p> <p>五 第八条の二第一項第三号の熱作動式安全弁</p> <p>六 第八条の二第一項第四号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管</p> <p>七 第八条の二第一項第五号の液化水素の超低温容器の負圧防止措置</p> <p>八 第八条の二第一項第六号の液化水素の超低温容器の液面計</p> <p>九 第八条の二第一項第七号の通報を速やかに行うための措置</p> <p>十 第八条の二第一項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p>	<p>四 配管に講じた遮断措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>五 熱作動式安全弁の設置状況を目視、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を同一型式の熱作動式安全弁の作動試験の記録により検査する。</p> <p>六 高圧ガス設備の安全弁又は破裂版及び熱作動式安全弁の放出管の設置状況を目視により検査する。</p> <p>七 液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状況を目視により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>八 液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>九 通報を速やかに行うための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。</p> <p>十 常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>備考</p> <p>一 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定による経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第八項までの規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。</p> <p>二 (略)</p>	

<p>一 (略)</p> <p>イ 第二十三条第一項第一号の第一種設備距離及び第二種設備距離</p> <p>ロ 第二十三条第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号の検査項目のうち、別表第一の第一項第四十二号及び第四十五号から第四十九号までに掲げるもの</p> <p>二 容器が配管により接続されている場合の配管については、第二十三条第一項第二号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、別表第一の第一項第十一号から第十三号までに掲げるもの</p> <p>三 容器が配管により接続されていない場合については、第二十三条第一項第三号で準用する別表第一の第一項第四十二号から第四十九号までに掲げる検査項目</p> <p>四 第二十三条第二項第一号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮水素スタンド</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 別表第一第五項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>
---	--

<p>五 第二十三条第二項第二号の第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンド又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の移動式圧縮水素スタンド</p>	<p>五 別表第一第八項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>
---	--------------------------------------

別表第三 (第八十二条第二項第三号関係) ※別表第三中「充てん」を「充填」に改める。

検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備(ゴールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合</p> <p>一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 一三十一 (略)</p> <p>2の2 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設の場合</p>	<p>一 (略)</p> <p>一 一三十一 (略)</p>
<p>一 第七条第一項第二号後段及び同条第二項第四号のディスプレイサーから公道の道路境界線に対する距離</p>	<p>一 ディスプレイサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、</p>

二 第七条第二項第五号の防火壁

2の3 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合

一 第七条の二第一項第五号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離

二 第七条の二第一項第六号の防火壁

3 (略)

一 三三七 (略)
三十八 第七条の三第一項第二号のデイスペンサーから第一種保安物件等に対する距離

当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

一 デイスペンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

一 三三七 (略)
三十八 デイスペンサーの外側から第一種保安物件、第二種保安物件及び公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において規定の距離を満たしていることが目視により容易

三十九 五十二 (略)

五十二の二 第七条の三第一項第十五号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフ

一 プラップ構造
五十二の三 五十五の二 (略)

五十六 第七条の三第二項第三号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離

五十七 第七条の三第二項第四号の防火壁

五十八 九十六 (略)
九十七 第七条の三第二項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフ

に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

五十六 デイスペンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

五十七 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

五十八 九十六 (略)
九十七 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフ

ブラップ構造
九十八・九十九（略）
4（略）
51 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設の場合
一 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十三号の高圧ガス設備の強度
二 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験
三 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十四号のガス設備に使用されている材料
四 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十八号の高圧ガス設備の温度計等
五 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の圧力計
六 第八条の二第一項第一

九十八・九十九（略）
4（略）
一 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。
二 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
三 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。
四 高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五 高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
六 高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管

号で準用する第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の安全装置
七 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第二十六号の高圧ガス設備に係る電気設備
八 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第三十号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁
九 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第三十八号の可燃性ガスの製造設備の静電気を除去する措置
十 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十一号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置
十一 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号イの容器置場の警戒標
十二 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ハの容器置場の第一種置場距離及び第二種置場距離

理状況を目視、図面等により検査する。バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
七 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備の位置及び当該ガスに対し防爆性能を有する構造であること及び維持管理状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
八 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。
九 可燃性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。
十 作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるとする措置の状況を目視により検査する。
十一 容器置場の警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。
十二 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。

<p>十三 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号二の容器置場の障壁</p>	<p>十三 容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。</p>
<p>十四 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ホの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置</p>	<p>十四 可燃性ガスの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>十五 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号への容器置場のガスが滞留しない構造</p>	<p>十五 可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p>
<p>十六 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号りの二階建の容器置場の構造</p>	<p>十六 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。</p>
<p>十七 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号又の可燃性ガスの容器置場の消火設備</p>	<p>十七 可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。</p>
<p>十八 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第三号の緊急時に遮断するための措置</p>	<p>十八 配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十九 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のディスプレイに設置された遮断装置</p>	<p>十九 ディスプレイに設置された遮断装置を目視により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のディスプレイに講じた漏えいを防止するための措置</p>	<p>二十 ディスプレイに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>二十一 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第六号の配管の設置位置等</p>	<p>二十一 配管の設置位置又は配管が設置されているトレントリの構造を目視により検査する。</p>
<p>二十二 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第七号のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p>	<p>二十二 可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十三 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第八号のディスプレイの屋根</p>	<p>二十三 ディスプレイの屋根の材料を目視によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p>
<p>二十四 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十一号の圧縮水素の過充填防止のための措置</p>	<p>二十四 過充填防止のための措置の状況を目視及び記録により検査する。</p>
<p>二十五 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置</p>	<p>二十五 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>二十六 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充填容</p>	<p>二十六 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置

二十七 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造

二十八 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号ロの蓄圧器の劣化を防止するための措置

二十九 第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項第一号の警戒標

三十 第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項第四号の可燃性ガスの製造施設の消火設備

三十一 第八条の二第一項第二号の容器に取り付けられた配管に講じた遮断措置

三十二 第八条の二第一項第三号の熱作動式安全弁

三十三 第八条の二第一項第四号の高圧ガス設備の安全弁等の放出口

三十四 第八条の二第一項

複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

二十八 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

二十九 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。

三十 可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一 配管に講じた遮断措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十二 熱作動式安全弁の設置状況を目視、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を図面又は記録により検査する。

三十三 高圧ガス設備の安全弁又は破裂板及び熱作動式安全弁の放出口の設置状況を目視により検査する。

三十四 液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状

第五号の液化水素の超低温容器の負圧防止措置

三十五 第八条の二第一項第六号の液化水素の超低温容器の液面計

三十六 第八条の二第一項第七号の通報を速やかに行うための措置

三十七 第八条の二第一項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に流入すること

を防止するための措置

況を目視により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十五 液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十六 通報を速やかに行うための措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。

三十七 常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

(三) 図 1 賦 格 当

様式第55の6 (第94条の8の2関(係))

認定指定設備技術基準適合書(交換)	一般
名称(事業所の名称を含む。)	
事務所(本社)所在地	
事業所所在地	
変更の工事をおこなった部品の品名及び製造番号	
調査を受けた認定指定設備の品名及び製造番号	
認定指定設備技術基準適合書の交付年月日及び番号	
指定設備認定証番号	
指定設備認定証の交付年月日	

年 月 日

〔経済産業大臣〕
 高圧ガス保安協会
 指定設備認定機関 ㊞

代表者 氏名

殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

液化石油ガス保安規則

(三九四頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一 (略)

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園

ロ・ハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第二十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ・チ (略)

二〇二二 (略)

2 (略)

(四二〇頁 改正文の次に追加)

附則〔平成二十八年四月一日省令第六十五号〕

*省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

コンピュータ等保安規則

(四六九頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校

のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、

高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園

ロ・ハ (略)

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉

施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五

条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五

年法律第四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び

宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三

号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有

料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律

第二百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力

開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第

五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的

な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四

項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第

百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法

律第二百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七

項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行

支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第

十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センタ

若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以

上のもの

ホ―チ (略)

六〇二十六 (略)

2 (略)

(四九〇頁 改正)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イール (略)

ク 容器保安規則第二条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車

用容器(以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。)に圧縮水素を

充填するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十

五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破

裂を防止する措置を講ずること。

三〇七 (略)

八 (略)

イ、ニ (略)

ホ 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号又は第四号に規定する超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。

ヘ 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。

ト 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

チ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。

※第五条中「充てん」を「充填」に改める。

(四九三頁 改正)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 (略)

一 (略)

二 ディスペンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外表面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三、八 (略)

2 (略)

一、三 (略)

四 ディスペンサーは、その本体の外表面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

五 圧縮天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六、二十一 (略)

3 (略)

※第七条中「充てん」を「充填」に改める。

(四九七頁 改正)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 (略)

一、四 (略)

五 ディスペンサーは、その本体の外表面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六 液化天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

七、二十 (略)

2 (略)

一、二 (略)

三 液化天然ガスを容器に充填するときは、容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

※第七条の二中「充てん」を「充填」に改める。

〔四九八頁 改正〕

第七條の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八條第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九條から第十一條までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 (略)

二 ディスペンサーは、第五條第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三 (略)

四 圧縮水素及び液化水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。以下同じ。）を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）に取り付けた配管（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、貯槽と配管との接続部を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化

水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。

五（一四）(略)

一五 ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造（次項第三十六号において「複合構造」という。）を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。

イ ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をらせん状に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）若しくはインプレーン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フルラップ構造」という。）又はフープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フープラップ構造」という。）であること。

ロ (略)

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高压ガス保安規則第八條第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一（二の二）(略)

三 ディスペンサーは、その本体の外側から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四 圧縮水素スタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等

を除く。)には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

五〇三五(略)

三六(略)

イ ライナーに、ヘリカル巻又はインプレーン巻により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けたフルラップ構造又はフープラップ構造であること。

三七(略)

3(略)

※第七条の三中「充てん」を「充填」に改める。

(五二八頁 改正)

第三七条(略)

2(略)

一・二(略)

三 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備(第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る)、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置に限る。)、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置に限る。並びに圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第四に定める方法を用いる場合)。

3

前二項の規定にかかわらず、コールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮

水素スタンド以外の製造設備(第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る)、コールド・エバポレータ並びに圧縮水素スタンドに係る保安検査の方法は、別表第四のとおりとする。ただし、前項各号に掲げる場合はこの限りでない。

(五五一頁)

附則〔平成二八年二月二六日省令第十号〕

* 省令第十号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる製造施設において高圧ガスの製造をしている者(一年以内に製造を開始せず、又は一年以上引き続き製造を休止している者を含む。又は当該製造施設を設置(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。))第十四条に規定する製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。)のための工事に着手している者については、第一条の規定により改正後の一般高圧ガス保安規則(以下「改正省令」という。))第八条の二、第十一条第七号、第十二条の二、第十二条の三、第三十五条第一項又は第八十二条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の一般高圧ガス保安規則第八条の基準に適合していると認められた移動式圧縮水素スタンドである製造施設で高圧ガスの製造をしている者が、施行日以後に一般高圧ガス保安規則第八条第二項第一号りただし書の規定により都道府県知事に新たに届け出た場所に

別表第三 (第十九条関係)

る。

※別表第三中「充てん」を「充填」に改める。

検査項目	完成検査の方法
1～3 (略) 4 (略) 一 (略) 二 デイスベンサーの保安距離に係る第七条第一項第二号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第三号、第三号及び第六号から第八号までに掲げるもの	一 (略) 二 第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げる完成検査の方法の規定中の処理設備をデイスベンサーに読み替えたもの(第八号関係の完成検査の方法にあつては、製造設備をデイスベンサーに読み替えたものとする。)により検査を行う。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
三～十 (略) 十一 第七条第二項第四号のデイスベンサーから公道の道路境界線に対する距離	三～十 (略) 十一 デイスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
十二 第七条第二項第五号の防火壁	十二 防火壁の設置状況を目視によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じてい

において充填する場合は、当該充填する場所において、改正省令第八条の二第二項の規定を適用する。

一 法第五条第一項の許可を受けた移動式圧縮水素スタンドである製造施設

二 法第五条第二項の届出を行つた圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドである製造施設

第三条

この省令の施行の際現に設置されている又は設置(法第十九条に規定する貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。)のための工事に着手している次の各号に掲げる貯蔵所については、改正省令第二十二条第二号から第四号まで、第二十三条第二項又は第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 法第十六条第一項の許可を受けた第一種製造者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

二 法第十六条第一項の許可を受けた処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

三 法第十七条の二第一項の届出を行つた第一種製造者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

四 法第十七条の二第二項の届出を行つた処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

附則

〔平成二十八年四月一日省令第六十五号〕

*省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

十三～二十九 (略)

5 (略)

一～七 (略)

八 第七条の二第一項第五号のディスプレイペンサーから公道の道路境界線に対する距離

九 第七条の二第一項第六号の防火壁

十～二十四 (略)

一 (略)

二 ディスベンサーの保安距離に係る第七条の三第一項第二号で準用する第五号第一項各号の検査項目のうち、第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げるもの

るものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

十三～二十九 (略)

一～七 (略)

八 ディスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

九 防火壁の設置状況を目視によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

二 第一項第二号、第三号及び第六号から第八号までに掲げる完成検査の方法の規定中の処理設備をディスプレイペンサーに読み替えたもの(第八号関係の完成検査の方法にあつては、製造設備をディスプレイペンサーに読み替えたものとする。)により検査を行う。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

三～一六 (略)

一六の二 第七条の三第一項第十五号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフルラップ構造

一六の三～一九の二 (略)

二十 第七条の三第二項第三号のディスプレイペンサーから公道の道路境界線に対する距離

二十一 第七条の三第二項第四号の防火壁

二十二～六十 (略)

六十一 第七条の三第二項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフルラップ構造

六十二・六十三 (略)

七～九 (略)

三～一六 (略)

十六の二 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフルラップ構造を目視によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。

一六の三～一九の二 (略)

二十 ディスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

二十一 防火壁の設置状況を目視によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

二十二～六十 (略)

六十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフルラップ構造を目視によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。

六十二・六十三 (略)

別表第四 (第三十七条第一項第三号関係)

※別表第四中「充てん」を

「充填」に改める。

検査項目	保安検査の方法
<p>1・2 (略)</p> <p>2の2 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設の場合</p> <p>一 第七条第一項第二号後段及び同条第二項第四号のディスプレイサーから公道の道路境界線に対する距離</p>	<p>一 ディスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>二 第七条第二項第五号の防火壁</p>	<p>二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>2の3 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合</p> <p>一 第七条の二第一項第五号の道路境界線に対する距離</p>	<p>一 ディスベンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視によ</p>

<p>3 (略)</p> <p>一 五十一 (略)</p> <p>五十二 ディスベンサーの保安距離に係る第七条の三第一項第二号で準用する第二号から第六号までに掲げる検査項目</p>	<p>二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p> <p>一 五十一 (略)</p> <p>五十二 第二号から第六号までに掲げる検査項目に対応する保安検査の方法の欄中の保安検査の方法の規定中の処理設備をディスプレイサーに読み替えたもの(第六号関係の保安検査の方法にあつては、製造設備をディスプレイサーに読み替えたものとする。)により検査を行う。また、ディスプレイサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>二 第七条の二第一項第六号の防火壁</p>	<p>二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>五十三 六十六 (略)</p> <p>六十六の二 第七条の三第一項第十五号の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造</p> <p>六十六の三 六十九の二</p>	<p>五十三 六十六 (略)</p> <p>六十六の二 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>六十六の三 六十九の二 (略)</p>

(六一九頁 改正)

様式第34の6 (第49条の8の2関係)

認定指定設備技術基準適合書(交換)	特定
名称(事業所の名称を含む。)	
事務所(本社)所在地	
事業所所在地	
変更の工事をおこなった部品の品名及び製造番号	
調査を受けた認定指定設備の品名及び製造番号	
認定指定設備技術基準適合書の交付年月日及び番号	
指定設備番号	
指定設備年月日	
年 月 日	

〔経済産業大臣
高田カズ保安協会
指定設備認定機関〕

㊤

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

<p>(略)</p> <p>七十 第七条の三第二項第三号のディスプレイから公道の道路境界線に対する距離</p>	<p>七十 ディスプレナーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>七十一 第七条の三第二項第四号の防火壁</p>	<p>七十一 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p>
<p>七十二〜百十 (略)</p> <p>百十一 第七条の三第二項第三十六号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造</p>	<p>七十二〜百十 (略)</p> <p>百十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>

高圧ガス保安法に基づく指定試験
機関等に関する省令

(八四三頁 改正)

第十八条 (略)

一～三 (略)

- 四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第三条第一項の農業協同組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 (略)

(八七〇頁 平成二年八月二六日省令第四九号の改正文の次に追加)

附則 [平成二十八年四月一日省令第六十五号]

*省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

高圧ガス保安法の規定に基づく意
見の聴取の手續に関する規則

(九〇七頁 改正)

(公告及び予告)

第一条 審理員(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一
条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。)は、高圧ガス保安法(以
下「法」という。)第七十八条第一項の意見の聴取(経済産業大臣がした
処分に係るものに限る。以下「意見聴取会」という。)をしようとするど
きは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限
の日の七日前までに公告しなければならない。

2 意見聴取会において意見を述べようとする者は、前項の規定により公
告された期限までに、次に掲げる事項を記載した書面を審理員に提出し
なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 職業及び略歴

三 意見の要旨及び理由

3 審理員は、意見聴取会を開こうとするときは、意見聴取会の期日の七
日前までに意見聴取会の期日及び場所を審査請求人又は異議申立人(以
下「不服申立人」という。)、利害関係人及び参加人に予告しなければな
らない。

(議長)

第二条 意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。

第三条・第四条 (略)

(審査請求の要旨及び理由の陳述等)

第五条 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

2 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

3 審査請求人又は利害関係人又はこれらの代理人であつて、第一条第二項の規定により書面を提出した者は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

(議長の議事整理権)

第六条 議長は、議事を整理するために必要があるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。
(延期及び続行)

第七条 (略)

2 前項の規定により延期又は続行をする場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公告しなければならない。この場合において、その期日及び場所を審査請求人、利害関係人及び参加人又はこれらの代理人に通知するものとする。

(調書)

第八条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 審査請求人又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所
五～九 (略)

(九〇八頁 改正)

(記録の閲覧)

第九条 審査請求人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。参加人その他書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はこれらの代理人も同様とする。

附則 (略)

附則 [平成二十八年三月二十九日省令^{*}第四十三号]

^{*}省令第四十三号は「行政不服審査法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令」

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(九三二頁 改正)

(定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置)

第一条の十三 冷凍設備にフルオロレフィン千二百三十四γf又はフルオロレフィン千二百三十四zeを充填する設備において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置は、次の各号の全てに該当することとする。

- 一 製造設備には、漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずるとともに、充填する際には、充填する場所を十分に換気すること。
- 二 製造設備から漏えいしたガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上となる可能性がある区域内(当該製造設備内を除く。)では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- 三 製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

(九三五頁 改正)

(保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等)

第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号(第七条第一項、第八条第一項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。)、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十七号(第六条の二第一項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号、第七条の三第一項第一号及び第二項第一号、第八条の二第二項第二号イ、第十一条第一号、第十二条の二第一項第一号及び第二項第一号並びに第十二条の三第二項第三号イで準用する場合を含む。)及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第五十号(第五条の二第一項第一号及び第二項第一号、第六条第一項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号並びに第七条の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。)の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの(第一号から第十号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。)とする。

一 一二十(略)

2 (略)

(九五三頁 平成二七年九月二九日告示第二二二号の改正文の次に追加)

附則(平成二八年二月二六日告示第三二号)抄

この告示は、公布の日から施行する。

※当協会の責任により修正が必要と思われる字句の変更等を行っている部分があります。そのため原文と整合しない部分があるのでご注意ください。
